

第 5521 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 8月 1日 月曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 中小企業等経営強化法が施行

Q：中小企業等経営強化法が施行されたようですが、いつされたのですか？

A：7月1日に交付されました。

【解説】

中小企業等経営強化法とは、平成28年度の税制改正において創設された、中小企業等が一定の要件を満たす機械・装置を取得した場合に、3年間、その固定資産税を半額にするとする特例の前提となるものです。

一定の要件を満たす機械・装置とは、認定計画に基づき取得した経営力向上設備（販売開始から10年以内、1台又は1基の取得価額が160万円以上、生産性が年平均1%向上などが要件）である新品の機械・装置（リースを含む）をいいます。

この特例は、これまでになかった固定資産税での設備投資減税で、赤字企業にも減税効果があるとして期待されています。

また、固定資産税の軽減措置以外にも、①商工中金による低利融資や②信用保証協会による信用保証の枠の拡大、③中小企業基盤整備機構の債務保証などが受けられることとなっています。

なお、中小企業等経営強化法の対象となる中小企業等は、資本金10億円または従業員2,000人以下の会社及び個人、医業・歯科医業を主たる事業とする法人、社会福祉法人、NPO法人ですが、固定資産税の軽減特例の対象となるのは、資本金1億円または従業員1,000人以下の会社及び個人です。

